

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処
会 計 課 長 鈴 木 学

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気
- (2) 規 格 等：仕様書のとおり
- (3) 需給期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において「物品の販売」の「C以上」に格付けされ、北海道地域に競争参加資格を有する者。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しないものであること。
- (6) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (7) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2「適合証明書」の①から⑤の数値の合計点数が70点以上であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 会計課

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊苗穂分屯地 コミュニティーセンター
- (2) 日時：平成31年2月8日（金）1330

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・FAX・電信・電話による入札
- (6) 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札
入札書下部余白に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の広告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約致します。」
- (8) 別紙第2「適合証明書」を平成31年2月6日（水）17時までに提出し、書類の確認を受けていない者による入札

7 契約書の作成

落札者は遅滞なく契約書を作成する。

8 落札決定方式

- (1) 落札の決定は、仕様書で提示する予定使用電力量に単価を乗じて計算した総価で行う。
- (2) 入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力に対する単価（同一月においては、単一のもの小数点第2位までとする）を別紙第3「入札書（一例）」を基準として記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総価に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該総価に関しては108分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）である消費税抜きの金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (5) 総価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を入札開始前に契約担当官へ提出すること。
- (3) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封をし、内封筒以外に資格審査結果通知書（写）を同封し、「陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気入札書在中」と明記した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて平成31年2月7日（木）17時までに苗穂分屯地苗穂支処会計課へ必着とする。この際、下記担当者（鈴木）まで電話で到着確認を行う。
- (4) 代理人をもって入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 郵便による入札がある場合の再度入札は平成31年2月14日（木）13時30分を実施する。この際、第6項（8）で示す書類を平成31年2月12日（火）17時までに提出し、郵便により送付する場合は書留郵便（簡易書留、メール便可）にて、平成31年2月13日（水）17時までに苗穂分屯地苗穂支処会計課へ必着とする。
- (6) 入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先
 - ア 入札に関する事項 陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 会計課（担当：鈴木）
TEL：011-711-4251（内線280）
 - イ 仕様書に関する事項 陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 受電室（担当：田中）
TEL：011-711-4251（内線227）

10 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：苗穂分屯地、島松駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、札幌商工会議所、北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 掲示期間：平成31年1月22日～平成31年2月8日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

平成 年 月 日

適合証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処
会 計 課 長 鈴 木 学 殿

住 所：

会 社 名：

代表者氏名：

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 平成 2 8 年度の状況

区分	項 目	自社の基準値	点 数
①	平成 2 8 年度 1 kWh 当りの二酸化炭素排出係数 (単位：k g -CO ₂ /kWh)		
②	平成 2 8 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成 2 8 年度の再生可能エネルギー導入状況		

区分	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

区分	項 目	取組みの有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み		

①～⑤の合計点数	
----------	--

- ①の「自社の基準値」、「譲渡予定量」、「点数」には付紙「二酸化炭素排出係数、環境への提言に関する取組の状況に関する条件」により算出した数値を記載する。
- ①～⑤の合計点数が 7 0 点以上となった者を入札参加適合者とする。
- 上記記載事項を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

①平成28年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数、②平成28年度の未利用エネルギー活用状況、③平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合評点の合計が70点以上であること。付紙「適合証明書（一例）」

要素	区分	得点
①平成28年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.550未満	70
	0.550以上 0.575未満	65
	0.575以上 0.600未満	60
	0.600以上 0.625未満	55
	0.625以上 0.650未満	50
	0.650以上 0.675未満	45
	0.675以上 0.700未満	40
	0.700以上 0.725未満	35
	0.725以上 0.750未満	30
	0.750以上 0.775未満	25
	0.775以上	20
②平成28年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%以上 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

入 札 書（一例）

1 件 名 陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気

2 入札金額
(1) 基本量料金

区分 年月	契約電力 k w	基本単価 円／ k w	力率割引係数 %	基本料金 円 ①
平成31年4月	170			
平成31年5月	170			
平成31年6月	170			
平成31年7月	170			
平成31年8月	170			
平成31年9月	170			
平成31年10月	170			
平成31年11月	170			
平成31年12月	170			
平成32年1月	170			
平成32年2月	170			
平成32年3月	170			
計				

(2) 電力量料金

区分 年月	平日予定電力量料金			休日予定電力量料金			合計 ①+②+③
	平日予定 使用量 k w h	平日単価 円／ k w h	平日予定 使用料 円②	休日予定 使用量 k w h	休日単価 円／ k w h	休日予定 使用料 円③	
平成31年4月	31,980			9,420			
平成31年5月	26,318			10,382			
平成31年6月	29,393			7,807			
平成31年7月	29,194			8,706			
平成31年8月	28,605			6,795			
平成31年9月	20,810			10,690			
平成31年10月	30,456			7,744			
平成31年11月	35,434			9,066			
平成31年12月	32,924			14,176			
平成32年1月	36,568			13,732			
平成32年2月	39,262			11,038			
平成32年3月	40,150			11,250			
計							

3 判定総価額 ￥

平成 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処
会 計 課 長 鈴木 学 殿

住所
入札者 氏名

当社は、上記の広告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約致します。」
※ 総価及び毎月ごとの入札金額の内訳が明確であり入札書の内容を具備していれば別様式で可
また、①、②、③は小数点第 2 位まで記入、合計（①+②+③）は端数切捨てとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気		A-1	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成 年 月 日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	北海道補給処苗穂支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気について規定する。

1.2 使用場所

陸上自衛隊苗穂分屯地（北海道札幌市東区苗穂町7丁目1番1号）

1.3 業種及び用途

官公署（工場・倉庫・事務室等）

2 供給に関する要求

2.1 電気方式等

2.1.1 供給電気方式

供給電気方式は、交流3相3線式とする。

2.1.2 標準電圧

a) 供給電圧（標準電圧）

6,000V

b) 計量電圧（標準電圧）

6,000V

2.1.3 標準周波数

周波数は、50Hzとする。

2.1.4 供給方式

供給方式は、1回線受電とする。

2.1.5 蓄熱式負荷設備の有無

無し。

2.2 予定契約電力等

2.2.1 予定契約電力

予定契約電力は、常時電力とする。（月別予定契約電力は別紙のとおり。）ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

2.2.2 予定使用電力量

予定使用電力量は、501,900kWhとする。（月別予定使用電力量は別紙のとおり。）

2.3 予備線の有無

無し。

2.4 使用期間

自 平成31年4月1日0000 至 平成32年3月31日2400

2.5 電力量等の検針

2.5.1 自動検針装置

有り。

2.5.2 電力会社の検針方法

自動検針

2.5.3 計量器

電力会社の設置する電力需給用複合計器。

2.6 需給地点

電力会社の施設した電柱41画43区81図13番11の42号柱より引き込みの、使用場所における構内の第1号柱に施設した、陸上自衛隊苗穂分屯地の区分開閉器電源側接続点とする。

2.7 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

2.8 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

3 その他

3.1 力率

自動力率調整装置は設置していない。また、使用期間中は100%を保持する予定。

3.2 設備

3.2.1 負荷設備

フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

3.2.2 発電設備

非常用自家発電設備40KVA1台を有している。

3.3 供給条件等

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及びこの仕様書の規定にないその他の供給条件については、北海道管内の一般電気事業者が規定する特定規模需要の標準供給条件によるものとする。なお、入札価格の算定にあつては力率を100%とし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

3.4 単位及び端数

3.4.1 契約電力及び最大需要電力

契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

3.4.2 使用電力量

使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

3.4.3 料金等

料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てるものとする。

平成31年度月別予定契約電力及び予定使用電力量

月	契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	予 定 使 用 電 力 量 内 訳			
			平日使用量 (kwh)	休日使用量 (kwh)	昼間使用量 (kwh)	夜間使用量 (kwh)
4月	170	41,400	31,980	9,420	24,917	16,483
5月	170	36,700	26,318	10,382	20,397	16,303
6月	170	37,200	29,393	7,807	24,100	13,100
7月	170	37,900	29,194	8,706	23,186	14,714
8月	170	35,400	28,605	6,795	21,774	13,626
9月	170	31,500	20,810	10,690	16,360	15,140
10月	170	38,200	30,456	7,744	24,122	14,078
11月	170	44,500	35,434	9,066	27,524	16,976
12月	170	47,100	32,924	14,176	26,810	20,290
1月	170	50,300	36,568	13,732	28,394	21,906
2月	170	50,300	39,262	11,038	30,456	19,844
3月	170	51,400	40,150	11,250	32,537	18,863
計		501,900	381,094	120,806	300,577	201,323
			501,900		501,900	

注) 休日とは、土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」で規定する休日・1月2日・1月3日・4月30日・5月1日・5月2日・12月30日及び12月31日を含む。

平日とは、休日以外の日を表す。

注) 昼間とは、午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、日曜日・「国民の祝日に関する法律」で規定する休日・1月2日・1月3日・4月30日・5月1日・5月2日・12月30日及び12月31日の該当する時間を除く。

夜間とは、昼間以外の時間を表す。